

PwC Tax Insight (No.14/2020)

新型コロナウイルスの感染拡大による 納税申告期間の延長

Issued Date: 03 April 2020

.....
2020年3月31日、タイ財務省は通達第2号を発表し2019年度の個人所得税の確定申告期限の延長を決定しました。
.....

個人所得税

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大を受け、個人所得税の納税者に対する税務上の救済措置として、2020年3月31日、財務省通達第2号が発行され、2019年度の個人所得税の確定申告納付期限が以下の通り延長されました。

本通達の内容は、以下をご参照ください。



- 2019年度の個人所得税の確定申告(PND90、PND91、PND95)の当初の申告納付期限は、書面での申告は2020年3月31日、オンライン申告は2020年4月8日でしたが、全ての申告納付期限が2020年8月31日に延長されました。
- 分割納付(3回)の申請を行い、許可された納税者の、各納付期限は以下の通りです。
 - 初回納付 : 確定申告期限
 - 第2回納付 : 初回納付日から1カ月後の月末
 - 第3回納付 : 第2回納付日から1カ月後の月末

各納付期限が一度でも守られない場合、分割納付を継続する権利が失われます。また、分割納付の遅延または未納についてでは完納する日まで月1.5%の滞納税が課されます。

法人所得税申告

2020年3月31日に公布された財務省通達第2号では、非上場会社の法人所得税申告書(Phor Ngor Dor50、Por Ngor Dor51)の申告期限および納税期限に関しても延長が認められました。移転価格開示フォーム提出期限も同様に延長が認められています。さらに、財団、協会ならびにタイ国の法律および外国の法律に基づき設立された法人であるミュチュアルファンドについて、年次確定申告書(Por Ngor Dor55)の申告期限および納税期限の延長が認められました。

延長後期限は以下の通りです。

申告/納税書	当初期限	延長後期限
Por Ngor Dor 50, Por Ngor Dor 55	<u>書面およびオンラインによる申告納税</u> 2020年4月から2020年8月の間(ただし、以下を除く)	2020年8月31日
	<u>オンラインによる申告納税</u> 2020年8月24日から8月31日の間	2020年9月8日
Por Ngor Dor 51	<u>書面およびオンラインによる申告納税</u> 2020年4月から2020年9月の間(ただし、以下を除く)	2020年9月30日
	<u>オンラインによる申告納税</u> 2020年9月23日から9月30日の間	2020年10月8日
移転価格開示フォーム	2020年4月から2020年8月	2020年8月31日

その他の税務申告

2020年3月31日に財務省は追加の通達を発表し、政府の命令により事業所を閉鎖しなければならない事業者に対し、税務申告書の提出および納税期限の延長を認めました。多数の事業を有する事業者の場合は、当該理由により閉鎖される本店または支店が延長の対象となります。

その他の税務申告および納税の延長後期限は以下の通りです。

税金の種類	税務申告書	当初期限	延長後期限
源泉徴収税	Por Ngor Dor 1, Por Ngor Dor 2, Por Ngor Dor 3, Por Ngor Dor 53 and Por Ngor Dor 54	2020年3月にかかる申告納税期限は2020年4月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月15日 2020年4月にかかる申告納税期間は2020年5月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年5月15日	2020年5月15日
付加価値税(VAT)	Por Por 30(毎月のVAT申告)	2020年3月にかかる申告納税期限は2020年4月15日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月23日 2020年4月の申告納税期限は2020年5月15日、オンラインによる申告納税の場合は2020年5月23日	2020年5月23日

	Por Por 36(リバースチャージVAT)	2020年3月の申告納税期限は2020年4月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月15日 2020年4月の申告納税は2020年5月7日、オンラインによる申告納税の場合は2020年5月15日	2020年5月15日
特定事業税(SBT) (注1)	Por Thor 40	2020年3月の申告納税期限は2020年4月15日、オンラインによる申告納税の場合は2020年4月23日 2020年4月の申告納税期限は2020年5月15日、オンラインによる申告納税の場合は2020年5月23日	2020年5月23日
印紙税(注2)	Oor Sor 4, Oor Sor 4 Kor, and Oor Sor 4 Khor	2020年4月1日から2020年5月15日の支払期限	2020年5月15日

注1)商業的 методや収益稼得目的で売却された不動産で、登記時に特定事業税が支払われたものを除く。

注2)印紙税 - 現金支払いのもの

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。